

事 務 連 絡

平成23年2月15日

各 

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）感染症担当課 御中

厚生労働省健康局  
結核感染症課

高病原性鳥インフルエンザウイルス検出事例の発生について  
(情報提供)

今般、別添のとおり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された旨の発表がありましたので、情報提供します。

なお、引き続き、鳥インフルエンザの人への感染防止に適切な対応がとられるよう、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日健感発第1227003号）に基づいた対応をお願いします。

## 和歌山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

- ・ 2月15日夜、紀の川市の農場で飼養されている鶏について、疑似患畜であることを確認し、1月26日の高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部で決定した対応方針に基づき、防疫措置を開始することにしました。
- ・ 当該農場は、簡易検査陽性の時点で飼養家きん等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- ・ 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

### 1. 農場の概要

農場所在：紀の川（きのかわ）市 貴志川（きしかわ）町

飼養状況：採卵鶏 約100,000羽

（この他、当該農場の管理者が日常の飼養管理を行っている農場で飼養されていた家きん約20,000羽も防疫指針に基づき疑似患畜とする）

### 2. 経緯

- (1) 2月15日、和歌山県から、紀の川市の養鶏場より特定の鶏舎で固まって死亡鶏が確認されたとの通報を受け、A型インフルエンザの簡易検査を行ったところ、陽性が確認された旨連絡がありました。（平成23年2月15日公表）
- (2) 2月15日夜、同県の家畜保健衛生所による遺伝子検査の結果、H5亜型陽性であることが判明しました。死亡鶏の状況等も合わせて考慮し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

### 3. 今後の対応

農林水産省は、1月26日の高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部で決定した、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

1. 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
4. 県との的確な連携を図るため、政務3役が県と密接に連絡をとる。(現地派遣又は電話連絡)。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
6. 殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 感染経路等の究明のため、疫学調査チームを派遣。
8. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
9. 関係府省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

#### 4. その他

- (1) 当該農場は、簡易検査陽性の時点で、飼養家きん等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

##### お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：伏見、山野

代表：03-3502-8111（内線 4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

## 報道各社御中 ← 環境省広報室

(速報)

福島県福島市における高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプの  
確認に伴う環境省の対応について

今般、福島県福島市で発見されたコハクチョウ1羽から、高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが確認されたとの報告が北海道大学からありました。

環境省としては、現地周辺 10km 圏内の警戒レベルを3に引き上げるとともに、関係府省や福島県等と連携・協力しつつ、周辺の野鳥について監視を強化して参ります。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

本年度は、高病原性鳥インフルエンザウイルスが全国各地で検出されています。周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、別添の「野鳥との接し方について」([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/20101204.pdf](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)) に十分留意されるようお願いいたします。

**※環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。**([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/))

### 1 主な経緯等

#### (1) コハクチョウの回収地

福島県福島市宮下町

#### (2) 経緯

- ・ コハクチョウ1羽を回収(10日)。簡易検査陽性。
- ・ 本日、北海道大学における確定検査においてH5N1 亜型陽性・強毒タイプが判明。

### 2 今後の対応

- (1) 発生地周辺10km 圏内の野鳥の警戒レベルを3に引き上げ、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 発生地周辺における野鳥の感染状況を把握するための現地調査(糞便調査)を実施(詳細は後日公表)。
- (3) 全国の環境省出先機関、都道府県、野鳥関係団体等に対して、野鳥の監視及び野鳥との接し方について、再度周知。



【取材について】

○現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願い  
します。

平成23年2月15日（火）

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

直 通：03-5521-8285

代 表：03-3581-3351

室 長：宮澤 俊輔（内線6470）

室長補佐：山本 麻衣（内線6471）

専 門 官：福嶋 貢史（内線6474）

担 当：千葉 康人（内線6473）

